

第11章 準備書に対する意見及び見解

第11章 準備書に対する意見及び見解

11.1 準備書についての市民意見の概要及び事業者の見解

環境影響評価準備書について、市民から提出された意見及びそれに対する事業者見解は以下のとおりです。

意見の概要	事業者見解
新南工場では、新たに家庭系その他プラ等が処理対象物に追加されている。焼却する際の可燃ごみとプラスチック類の割合によって、排出ガスの性質は変化すると考えられる。排ガス処理設備を高度化しているが、想定通りの効果が本当に得られるのか疑問である。 排出ガス量及び排出濃度が低減又は抑制しているが、根拠は理論値又は実績値どちらか。 仮にプラスチック類のみを焼却したとしても、排出ガス量及び排出濃度は、低減又は抑制されるのか。	新南工場では、排ガス処理設備を高度化し、現南工場よりも厳しい、本市の安佐南工場と同等の排出ガス管理値を設定します。安佐南工場は、新南工場と同等の排ガス処理設備を備え、同等の処理対象物を焼却していますが、これまで、排出ガスの測定結果が管理値を超過したことはありません。 また、清掃工場に搬入されたごみは、まず、ごみピットに貯えられ、ごみ質（可燃ごみとプラスチックの割合等）がおおよそ一定となるようにクレーンで攪拌した後に、焼却炉へ投入されるため、プラスチックのみを焼却することはありません。
事業計画地周辺には民間企業の発電所が2か所ある。 南工場の処理対象物が増えることにより、一つ一つの施設は基準に適合していたとしても、三つの施設の排出ガスを合わせた場合、地域の大気環境は悪化するのではないか。 現在の処理対象物を維持すれば問題は出ないと思うが、どうか。	大気質の予測において、予測結果である将来濃度は、現況調査で把握した測定値と、新南工場の排出ガスによる寄与濃度を合計して算出しています。そのため、事業計画地周辺にある民間施設等の新南工場以外の影響については、現況調査においておおむね把握できているものと考えています。 また、新南工場には現南工場よりも高度な排ガス処理設備を導入し、より厳しい値の排出ガス管理値を遵守して運転を行うこととしているため、現況と比較して大気環境への影響は小さくなると考えています。
新南工場と同等の排ガス処理設備を備えており、同等の処理対象物を焼却している他施設について、調べてその実情を公表すべきである。	本市の安佐南工場は、新南工場と同等の排ガス処理設備を備えており、同等の処理対象物を焼却しています。 安佐南工場の排出ガスの測定結果については、本市ホームページで公表しています。

意見の概要	事業者見解
新南工場の煙突の高さは59mとなっているが、150m程度とすれば、二酸化炭素やばい煙物質等の排気ガスは、広島市全域に拡散することになり、広島市全体の問題として考えることができる。	煙突の高さは、60m以上とした場合に航空法の規制の対象となることから、59mと設定し、環境影響評価を実施しました。その結果、施設の稼働に伴う排出ガスの影響については、環境基準等との整合が図られているものと評価しており、59mより高くする必要はないと考えています。 なお、近年整備された他都市の焼却施設においても、多くの施設で煙突の高さは59mとなっています。
新南工場の建物、設備及び煙突等の耐震基準は、関東大震災や東日本大震災クラスの揺れや、津波には耐えられるのか。	建築基準法に基づく耐震基準を遵守して施設を整備します。なお、現行の建築基準法では、中規模の地震（震度5強）に対しては、ほとんど損傷を生じず、さらに、極めて稀にしか発生しない大規模の地震（震度6強から震度7程度）に対しても、人命に危害を及ぼすような倒壊等の被害を生じないことを目標としています。 また、高潮による浸水可能性が指摘されている土地であることを踏まえ、建屋1階部分はコンクリート造とすると共に、水密性を有する扉にする等の浸水対策を講じることとしています。

11.2 準備書についての市長意見及び事業者の見解

環境影響評価準備書に対する市長意見及びそれに対する事業者見解は以下のとおりです。

(1) 前文

市長意見	事業者見解
本事業は、老朽化が進行している南工場を、令和10年度（2028年度）の稼働開始を目指して現地建替するものである。 本事業の特性及び地域特性に応じた適切な環境保全措置が講じられ、事業の実施に伴う環境影響が可能な限り回避・低減されたものとなるよう、以下のとおり意見を述べる。	本事業の実施に際して、環境の保全について適切に配慮したものとなるよう、市長意見を踏まえ、全体的事項、個別的事項について、以下のとおり事業者の見解を整理しました。

(2) 全体的事項

市長意見	事業者見解
(1) 準備書で検討された環境保全のための措置を適切に実施し、事業による環境影響を回避又は低減すること。事業開始後は、事後調査計画で定めた項目の調査を適切に実施し、事業による環境影響を監視すること。また、環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合は、環境影響を低減するための措置を講じること。	準備書で検討した環境保全措置を適切に実施し、事業による環境影響を可能な限り回避又は低減します。また、事業開始後は、事後調査計画で定めた項目の調査を適切に実施し、事業による環境影響を監視します。なお、監視等の結果、環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合は、環境影響を低減するための措置を講じます。
(2) 評価書で使用する用語や表現は市民に分かりやすいものとなるよう努め、専門用語を用いる場合は用語の解説を記載すること。	評価書で使用する用語や表現は平易なものとなるよう留意し、できる限り分かりやすい内容となるよう配慮しました。また、巻末には用語の解説を掲載しています。

(3) 個別的事項

市長意見	事業者見解
(1) 騒音 ア 建設機械の稼働による騒音について、環境の保全等に配慮が必要な施設である広島大学附属東雲小学校・中学校への影響が懸念されるため、必要な環境保全措置を講じること。 イ 事業計画地西側の住居等への施設の稼働に伴う騒音について、高速道路の橋脚など事業計画地付近の構造物による反射の影響を考慮した予測結果を評価書に記載し、必要に応じて環境保全措置を講じること。 ウ 騒音の予測に用いた廃棄物運搬車両の台数を令和元年度と同程度とした根拠について、評価書に明確に記載すること。	ア 建設機械の稼働による騒音について、事業計画地西側の住居等及び広島大学附属東雲小学校・中学校への影響を考慮し、低騒音型の建設機械を選定するなど、評価書に記載した環境保全措置を実施します。 イ 事業計画地西側の住居等への施設の稼働に伴う騒音について、高速道路の橋脚など事業計画地付近の構造物による反射の影響を考慮した予測結果を評価書（資料編p資3-32）に記載しました。また、必要に応じて環境保全措置を講じます。 ウ 騒音の予測に用いた廃棄物運搬車両の台数を令和元年度と同程度とした根拠について、評価書（第2章p2-16）に記載しました。
(2) 地下水汚染 工事の実施に伴う地下水への影響について、潮の干満による地下水位の変動を周年にわたって考慮した環境保全措置を講じること。	工事の実施に伴う地下水への影響について、潮の干満による地下水位の周年変動を考慮した上で、評価書に記載した環境保全措置を適切に実施し、施工計画の確認、必要な届出及び対応を行います。
(3) 土壌汚染 工事の実施に伴い、土壌汚染の拡散が生じることのないよう、土壌汚染の程度に応じた適切な措置を講じること。	工事等により土壌汚染の拡散が生じることのないよう、評価書に記載した環境保全措置を適切に実施し、施工計画の確認、必要な届出及び対応を行います。
(4) 景観 建築物等による周囲への圧迫感を可能な限り軽減するよう、施設の配置等に配慮すること。	建築物等による周囲への圧迫感を可能な限り軽減するよう、評価書に記載した環境保全措置を適切に実施し、施設配置及び外観を検討いたします。

市長意見	事業者見解
(5) 温室効果ガス 温室効果ガス排出量の予測結果について、発熱量当たりのCO₂排出量、現南工場との比較及び広島市の他の2つの焼却工場を合わせた排出量の変化なども含め、評価書に分かりやすく記載すること。	温室効果ガス排出量の予測結果について、現南工場と新南工場との比較を行うとともに、本市のごみ焼却施設3工場全体での温室効果ガス排出量について項目整理しました。その中で、発熱量当たりのCO₂排出量の変化を整理する代わりとして、3工場全体のごみに含まれるプラスチック類の割合に変化がなくCO₂排出量が増加しないことと、新南工場に高効率発電設備を導入することにより発電効率が大幅に増加し3工場全体のCO₂削減量が増加することを示しました。これらのことにより、事業計画地では温室効果ガス排出量が増加しても3工場全体では削減が進むことを評価書に分かりやすく記載しました。

